

公立鳥取環境大学大学院長期履修生規程

平成26年2月19日
鳥取環境大学規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立鳥取環境大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第39条第3項の規定に基づき、公立鳥取環境大学大学院（以下「本大学院」という。）の長期履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請資格)

第2条 本大学院の長期履修生として申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有している者
- (2) その他、研究科長が認めた者

(申請手続)

第3条 長期履修生を希望する者は、入学時又は入学後1年以内に、在職が確認できる書類又は長期履修を必要とする理由書と併せて、長期履修申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

- 2 前項中の入学時とは、大学院学則第22条第1項に定める入学手続きの期間及び入学許可されるまでの期間とする。

(長期履修の許可)

第4条 学長は、前条の申請者に対して、長期履修生とすることが適当と認められる場合は、研究科委員会の議を経て、長期履修を許可する。

- 2 前項により長期履修を許可した者には、長期履修学生許可書（様式第2号）を交付する。

(長期履修の期間)

第5条 履修期間は、大学院学則に定める標準修業年限（2年）を超えて4年までの年限とする。

- 2 長期履修の期間は、入学時から修了時までとする。

(長期履修期間の短縮)

第6条 長期履修生は、長期履修期間の短縮を申請することができる。この場合、修了予定月の7ヶ月前までに、長期履修期間短縮申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

- 2 学長は、前項による申請が適当と認められる場合は、研究科委員会の議を経て、長期履修期間短縮を許可する。
- 3 前項により長期履修期間短縮を許可した者には、長期履修期間短縮許可書（様式第4号）を交付する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成 27 年規程第 32 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年規程第 28 号）

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 環境情報学研究科に関することについては、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

様式第1号（第3条関係）

長期履修申請書

年 月 日

公立鳥取環境大学学長 様

研究科 専攻

入学年度 年度
学籍番号
ふりがな
氏 名
生年月日 年 月 日生
現住所
連絡先 () -

下記のとおり長期履修を申請しますので、許可くださるようお願いします。

記

1 履修期間 年 月 日 ～ 年 月 日 (年間)

2 申請理由（具体的に記入してください。）

3 履修計画（具体的に記入してください。）

指導教員の承認印	
----------	--

※ 入学前に手続きする者については、学籍番号の記入は不要です。

長期履修学生許可書

研究科

専攻

入学年度

年度

学籍番号

氏名

願い出のとおり長期履修を許可します。

なお、長期履修期間は下記のとおりです。

記

長期履修期間 年 月から 年 月

年 月 日

公立鳥取環境大学学長

様式第3号（第6条関係）

長期履修期間短縮申請書

年 月 日

公立鳥取環境大学学長 様

研究科 専攻

入学年度 年度
学籍番号
ふりがな
氏 名
生年月日 年 月 日生
現住所
連絡先 () ー

下記のとおり長期履修期間の短縮を申請しますので、許可くださるようお願いいたします。

記

- 1 許可された履修期間 年 月 日 ～ 年 月 日 (年間)
- 2 短縮後の履修期間 年 月 日 ～ 年 月 日 (年間)
- 3 申請理由（具体的に記入してください。）
- 4 履修計画（具体的に記入してください。）

指導教員の承認印	
----------	--

長期履修期間短縮許可書

研究科

専攻

年度

入学年度

学籍番号

氏名

願い出のとおり長期履修期間の短縮を許可します。

なお、短縮許可後の履修期間は下記のとおりです。

記

短縮許可後の履修期間

年 月から

年 月

年 月 日

公立鳥取環境大学学長